

「利用調整」とは、保育所等利用申請のために提出した情報に基づき、別紙1-2及び1-3「令和8年度 保育所等利用調整指数表」により指数を決定し、その指数が高い児童から順に保育所等利用の調整を行うことです。

そのため、利用調整を行うにあたり、保護者の状況・世帯の状況を正確に把握する必要があります。以下の利用調整上の注意点に十分留意し、必要な書類の準備をしてください。

○ 利用調整指数の決定について

1. 基本指数について

基本指数は、申込期日（一斉入所においてのみ、不備・変更書類等の提出期日）までに提出されている保護者それぞれの「保育が必要な理由を証明する書類（就労証明書、診断書等）」に基づき決定します。

※基本指数は「保育が必要な理由を証明する書類」から読み取れる、常態としている状況に基づき決定します。一時的な状況により決定するものではありません。

2. 調整指数について

調整指数は、申込期日（一斉入所においてのみ、不備・変更書類等の提出期日）までに必要書類の提出をされた場合に適用となります。

※ 指数は各世帯の状況を総合的に判断して決定します。必要書類を提出した場合でも、利用調整において指数の適用が認められない場合があります。

※ 指数を決定するにあたり、世帯の状況・就労状況等について問い合わせをすることがあります。

○ 申込状況に変更が生じた場合

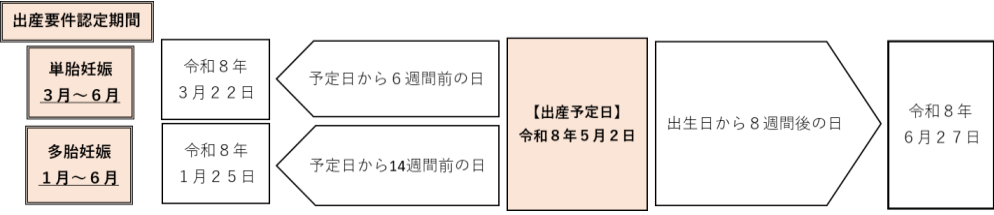
利用申込後に世帯の状況・就労状況等に変更が生じた場合は、速やかに保育幼稚園事業課にご連絡ください。内容により、追加の聞き取りや書類の提出をお願いする場合があります。なお、書類の提出が提出期日に間に合わない場合、利用調整において不利となる可能性があります。

○ 利用調整指数表について

1. 指数表全体について

- ・利用調整における1か月とは、4週(7日×4週)とします。
- ・保護者の基本指数について、「就労」、「介護・看護」、「就学・技能取得」に該当する場合、主となる要件において指数を決定したうえで、その他の要件に要する時間を合算できることがあります。ただし、物理的に不可能な要件同士が重複している場合、合算が認められない場合があります。
- ・申込時点と保育所等入所後の保育を必要とする状態が異なる場合、その両方の必要書類を提出してください(転職含む)。

2. 各基本指数について

基本指数の保育事由		補足説明
就	労	・就労時間は、雇用契約上の就労時間に基づきます。指数表における就労時間は、勤務就労時間から休憩を除いた「実働時間」とします。上記のとおり、利用調整における1か月とは4週(7日×4週)とするため、その他の日数を想定された就労証明書である場合、市にて計算することがあります。 ・育児休業中に保育所等の利用を申込み、希望施設の利用が決定した場合、利用開始月の翌月1日までに育児休業を取得している職場への復職が必要です。復職日から2週間以内に「就労開始証明書」を提出してください。提出された「就労開始証明書」の内容が、申込時に提出された「就労証明書」の内容と相違がある場合または育児休業取得先の職場を退職・転職した場合は、利用開始後であっても退所となることがあります。 ・【育児に伴う時間短縮制度を利用する場合】 復職時に育児に伴う時間短縮制度を利用する場合、原則雇用契約上の勤務時間(時間短縮制度利用前の時間)で利用調整します。ただし、時間短縮制度利用後に勤務時間が1日実働4時間以上6時間未満になる場合や、勤務日数が減少する場合は、時間短縮制度利用後の勤務時間・日数で利用調整します。入所内定後に時間短縮制度を利用し、利用調整時の基準を下回っていることが判明した場合は、内定の取消(入所後の場合は退所)となることがあるため、ご注意ください。
出	産	・出産予定日の前6週間(多胎妊娠の場合は前14週間)のかかる月初めから、産後8週間のかかる月末までについては、他の要件に該当する場合も、出産要件として利用調整します。 (例)令和8年5月2日が出産予定の場合 ・単体妊娠の場合…3月～6月まで出産要件として利用調整(3月については令和7年度利用申込をする場合) ・多胎妊娠の場合…1月～6月まで出産要件として利用調整(1月～3月については令和7年度利用申込をする場合)  ※出生日により、妊娠・出産要件にて利用調整する期間が変更となる可能性があります。
疾	病	・提出書類から読み取れる疾病の状況を総合的に判断して指数を決定するため、「病気・介護(看護)診断書」には、病名、治療期間、通院頻度等、児童の保育が困難な状況が分かるように具体的な記載をするよう医師に依頼してください。
介	護・看護	・提出書類から読み取れる介護・看護の状況を総合的に判断して指数を決定するため、「介護・看護状況申出書」には状況を詳細に記載してください。
就	学	・就学先として認定できるのは、以下に該当する場合とします。 ▶学校教育法第1条に規定する学校、124条に規定する専修学校、134条第1項に規定する各種学校に在学していること ▶職業能力開発促進法第15条の7第3項もしくは同法第27条第1項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練等を受けていること ・就学時間は、提出された時間割(カリキュラム)に基づき計算します。

令和8年度 保育所等利用調整指数表

別紙1ー2

1 基本指数(主たる保護者2名分を基本指数とします。ひとり親世帯は、親の指数+10とします。)

番号	保育事由	保護者(父・母・養育者等)の状況			基本指数
1	就労	【育児に伴う時間短縮制度を利用する場合】 復職時に育児に伴う時間短縮制度を利用する場合、原則雇用契約上の勤務時間(時間短縮制度利用前の時間)で利用調整します。ただし、時間短縮制度利用後に勤務時間が1日実働4時間以上6時間未満になる場合や、勤務日数が減少する場合は、時間短縮制度利用後の勤務時間・日数で利用調整します。入所内定後に時間短縮制度を利用し、利用調整時の基準を下回っていることが判明した場合は、内定の取消(入所後の場合は退所)となることがあるため、ご注意ください。			
		就労 (内職以外) ・自営業	1日実働4時間以上かつ 月20日以上	月140時間以上就労する場合	10
				月120時間以上140時間未満就労する場合	9
				月100時間以上120時間未満就労する場合	8
				月80時間以上100時間未満就労する場合	7
			1日実働4時間以上かつ 月16日以上19日以下	月112時間以上就労する場合	9
				月96時間以上112時間未満就労する場合	8
				月80時間以上96時間未満就労する場合	7
				月64時間以上80時間未満就労する場合	6
			上記以外	月64時間以上就労する場合	5
		内職	1日実働4時間以上かつ 月20日以上	月140時間以上就労し、直近3か月の平均月収が2万円以上である場合	6
				月80時間以上140時間未満就労し、直近3か月の平均月収が2万円以上である場合	4
			1日実働4時間以上かつ 月16日以上19日以下	月112時間以上就労し、直近3か月の平均月収が2万円以上である場合	5
				月64時間以上112時間未満就労し、直近3か月の平均月収が2万円以上である場合	4
			上記以外	月64時間以上就労する場合	3
2	出産	出産予定日の前6週間(多胎妊娠の場合は前14週間)のかかる月初めから、産後8週間のかかる月末			6
3	疾病・障害	疾病	入 院	長期の入院期間中	11
			在 宅	常時病臥(寝たきりである)	10
				一般療養 重 度:常時安静又は通院頻度の高い場合	8
				一般療養 その他:上記以外	6
		心身障害	重 度	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aを有しているか、もしくは、これらと同程度の障害と診断される場合	10
そ の 他	上記以外の身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を有しているか、もしくは、これらと同程度の障害と診断される場合		6		
4	介護・看護 (※)	常時入院付き添い等		長期にわたり親族の入院付き添いに常に当たるか、もしくは、申請児童以外の未就学児の療育施設等への通所に常に付き添う等の場合	9
		常 時 居 宅 介 護		居宅において寝たきり等の親族を常時看護及び通院介助	7
		常時以外の居宅介護		親族の看護及び通院介助で保育に欠けるのが常態	5
5	災害	火災等による家屋損傷、その他災害復旧のため保育できない場合			11
6	求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合			2
7	就学・技能取得	1日4時間以上かつ 月20日以上	月140時間以上就学する場合		7
			月80時間以上就学する場合		6
		1日4時間以上かつ 月16日以上19日以下	月112時間以上就学する場合		6
			月64時間以上就学する場合		5
		上記以外	月64時間以上就学する場合		4
8	その他	障がい児保育を申し込んでいる児童の保護者(就労等の要件がない方)			7
		行方不明、拘禁等			11

※月64時間以上介護または看護することを常態としている場合に限ります。
〔上記以外に児童福祉の観点から、特に緊急度が高いと判断した場合は、調整を行います。〕

令和8年度 保育所等利用調整指数表

2 調整指数

番号	世 帯 の 状 況	調整指数
1	生活保護受給世帯で、基本指数における保育事由が就労または求職活動である場合	+ 5
2	ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯で、基本指数における保育事由が求職活動である場合	+ 5
3	ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯で、番号2に該当しない場合	+ 4
★4	保護者が産後休暇及び育児に伴う休業明けの世帯(産後休暇及び育児休業を取得している勤務先に復職せず、退職・転職する場合は除く。また、番号7、9、11、12、13と併用不可)	+ 3
5	双子が同じ市内の保育所等に新規入所・転所希望する場合(三つ子以上は、人数が増える毎に1点加算)	+ 2
6	兄弟姉妹がすでに入所している市内の同じ保育所等へ新規入所・転所希望する場合(申込児童が同施設での認定区分変更を希望する場合及び申込児童の保育所等利用希望月に兄弟姉妹が就学により卒園している場合を除く)	+ 3
★7	認定こども園や幼稚園等の教育部分から保育所等の保育部分へ新規入所希望する場合(番号4、13と併用不可)	+ 2
8	申込期日時点で小学校3年生まで(平成29年4月2日以降生まれ)の児童が2人いる世帯	+ 1
	申込期日時点で小学校3年生まで(平成29年4月2日以降生まれ)の児童が3人以上いる世帯	+ 2
★9	現在入所している市内の保育所等から市内のその他の保育所等へ転所希望をする場合(番号4、11と併用不可)	+ 2
10	年齢上限のある市内の保育施設等の最終年齢クラスを卒園し、引き続き保育を希望する場合(分園、連携施設等への進級が予定されている場合を除く) ※1	+ 10
★11	本市より広域入所にて市外の保育所等の利用を委託している児童が市内の保育所等へ転所希望する場合(番号4、9と併用不可)	+ 3
★12	転入予定で、転入前の市区町村にて入所している保育所等を、本市にて保育所等に入所する前月まで利用している場合(育児に伴う休業中を除く。認可外保育施設を月64時間以上利用している場合を含む)(番号4、13と併用不可) ※2	+ 2
★13	現在、就労等により認可外保育施設を月64時間以上利用している場合(一時預かり利用者・転入予定者を除く)(番号4、7、12と併用不可)	+ 3
14	保護者が重度の障害、疾病等を理由として長期入院しているなどの場合	+ 3
15	保護者がともに心身に障害を有する場合(身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aを有しているか、もしくは、これらと同程度の障害と診断される場合)	+ 3
16	保護者がともに心身に障害を有する場合(上記(番号15)以外の身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を有しているか、もしくは、これらと同程度の障害と診断される場合)	+ 2
17	申込児童が心身に障害を有する場合(身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aを有しているか、もしくは、これらと同程度の障害と診断される場合)	+ 2
18	申込児童が心身に障害を有する場合(上記(番号17)以外の身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を有しているか、もしくは、これらと同程度の障害と診断される場合)	+ 1
19	申込児童が里親(児童福祉法第6条の4に規定する里親)によって養育されている場合(里親の実子を除く)	+ 1
20	父母ともに基本指数における保育事由が求職活動である世帯(ひとり親家庭を除く)	+ 2
21	年齢上限のある市内の保育施設等の最終年齢クラスを卒園し、連携施設優先利用の希望届において「連携枠の利用を希望する」と回答した場合(加算は対象の連携施設のみ)	+ 30
22	保護者が自営業に従事しており、税務署への確定申告書の写し等事業の内容を証明する書類の提出がない世帯 ※3	－ 2
23	保護者が申込期日において申込児童が保育所等入所後の勤務先に就労予定(内定)の世帯(申込期日から申込児童の保育所等入所までの間、求職活動を除く保育事由が継続する場合を除く) ※4	－ 2
24	保護者以外の18歳以上65歳未満(昭和36年4月2日～平成20年4月1日生まれ)の同居者が求職活動中または就労証明書等が未提出の場合 (月64時間以上就労している等の保育認定の要件に該当しない場合や、保護者以外の同居者が育児に伴う休業中の場合を含む)	－ 2
25	利用者負担額を長期に亘り正当な理由なく滞納している世帯	－ 10

・ 適用される調整指数は、各世帯の状況を考慮して総合的に判断します。また、番号の前に★のある調整指数は併用できないものがあります。

・ 指数表中の「申込期日」は、一斉受付においては「不備書類等提出期日」と読み替えることとします。

別紙1-3②

【入所基準指数(基本指数+調整指数)が同点の場合は、次の(1)～(10)の順に利用調整します】

- (1) 当該年度内に利用案内(内定)を辞退していない世帯
- (2) 年齢上限のある認可外保育施設を月64時間以上利用しており、最終年齢クラスを卒園し引き続き保育を希望する場合
- (3) ひとり親世帯
- (4) 「基本指数者のうち指数が低い保護者」の基本指数の高い世帯
- (5) 単身赴任世帯(日常的に児童の保育をすることが可能な親族が同居している場合(調整指数23が適用される場合)を除く)
- (6) 「保護者の合計勤務時間(休憩時間含む)」の時間が長い世帯
- (7) 保護者のうち、「勤務時間(休憩時間含む)が短い保護者」の時間が長い世帯
- (8) 兄弟姉妹が同時に新規入所申込または転所(園)申込をしている世帯
- (9) 保護者の市区町村民税所得割課税額の合計が低い世帯
- (10) 直近三カ月における保護者の就労実績の合計時間が長い世帯

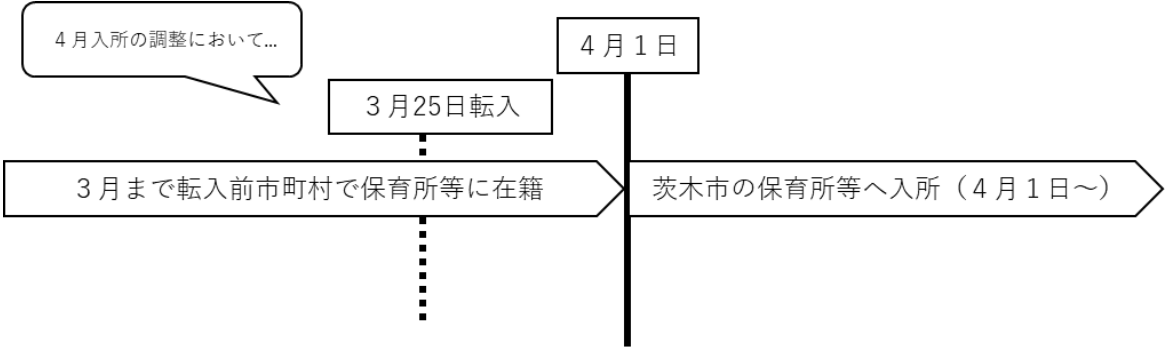
※保育所等の希望順位は、入所基準指数及び上記(1)～(10)では考慮しません。
※項目(9)について、4月～8月の選考については令和7年度の、9月～3月の選考については令和8年度の市民税所得割額により調整を行います。また、市民税未申告などの理由で課税情報が確認できない場合、項目(9)において不利になります。

【利用調整における特例】

- (1) 利用申込み時に、「育児休業の延長も許容できる」の項目を選択している場合、指定の期限まで他の世帯を優先して利用調整を行います。
- (2) 茨木市内の保育所等(待機児童保育室及び企業主導型保育施設を含む)で、保育士として月20日かつ週30時間以上もしくは週5日以上かつ1日6時間以上の条件で勤務を開始する予定の方は、優先的に利用調整します(随時申込で転所希望の場合を除く)。
- (3) 2月・3月の入所においては、選考時期が翌4月の入所児童の決定後であることから、
 - ①その施設への入所が決定している児童
 - ②入所が決定していない児童
 - ③他の施設への入所が決定している児童の順に入所の案内を行います。なお、①に該当する児童であっても、2月・3月の世帯の状況と4月の状況に相違がある場合(就労状況が異なる場合など)、2月・3月の入所案内をすることはできません。

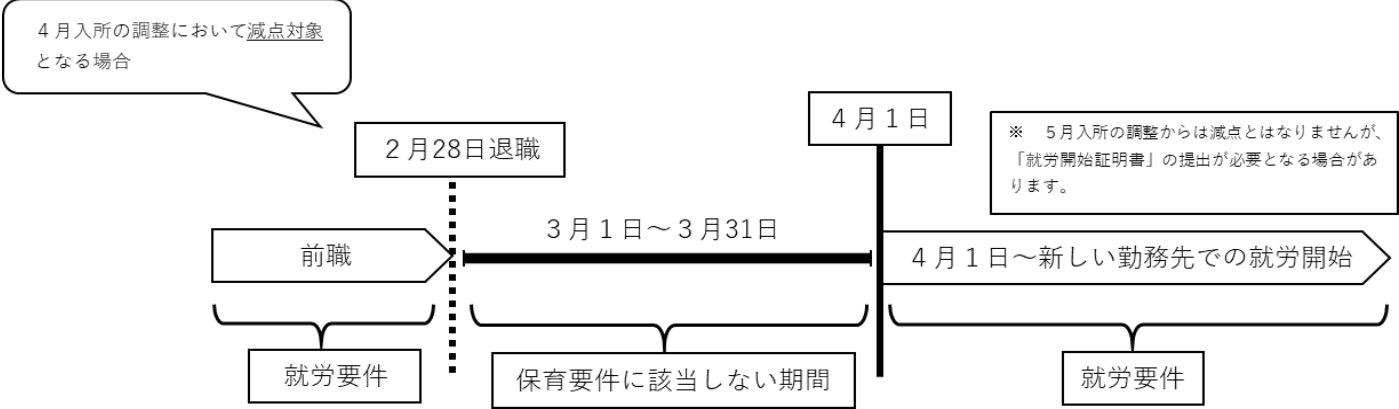
※1 「年齢上限のある市内の保育施設等」とは、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の地域枠(てんのうナースリーを除く)、さくらんぼこども園、たんぽぽbambi保育園、および待機児童保育室みらいを指します。企業主導型保育施設、その他の認可外保育施設等は加算対象となりません。また、転所決定した保育所等を辞退した場合は、番号10の加算を取り消して利用調整します。

※2 以下のような場合に加算対象となります。
(例) 4月入所を希望する場合



※3 令和7年中に開業し、確定申告をしていない場合は、開業届の写し等の提出が必要です。また、個人事業主(自営業中心者)でない場合、源泉徴収票や直近3か月分の給与明細等、業務への従事内容を証明する書類の提出が必要です。

※4 以下のような場合に減点が適用されます(申込期日後に転職等をする場合、申込児童が保育所等に入所するまでの間に保育要件に該当しない期間がある場合は減点の対象となります)。
(例)



(備考)

- ・この保育所等利用調整指数表は、令和8年度用です。利用調整指数表の内容は年度ごとに改定する場合があります。
- ・「保育所等」とは、市が認可している保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業及び南総持寺保育園を指します。